

ウクライナ^{ひなんみん}避難民の ^{そうだんまどぐち}ための 相談窓口が あります

^{こま}困っていること、わからないことを ^{そうだん}相談できます。

また、^{せいかつしえんいちじきん}生活支援一時金の ^{しきゅう}支給を ^{おこな}行っています。

^{きがる}お気軽に ^{そうだん}ご相談ください。

1 ^{まどぐち}窓口の ^{なまえ}名前

ウクライナ^{ひなんみん}避難民 ワンストップ ^{そうだんまどぐち}相談窓口
(^{なかのく}中野区 ^{ぶんかしんこう}文化振興・^{たぶんかきょうせいすいしんか}多文化共生推進課)

2 ^{そうだん}相談できる ^{ようび}曜日・^{じかん}時間

^{げつようび}月曜日から ^{きんようび}金曜日の ^{ごぜん}午前9時から ^{ごご}午後5時^じまで
(^{しゅくじつ}祝日は ^{やす}休み)

3 ^{でんわばんごう}電話番号 **03-3228-8863** (^{ちよくつう}直通)

メールアドレス **bunka-tabunka@city.tokyo-nakano.lg.jp**

4 ^{まどぐち}窓口の ^{ばしょ}場所

^{なかのく}中野区^{なかの}中野4-11-19 ^{なかのくやくしょ}中野区役所 ^{かい}8階

^{なかのくやくしょ}中野区役所 ^{くみんぶ}区民部 ^{ぶんかしんこう}文化振興・^{たぶんかきょうせいすいしんか}多文化共生推進課